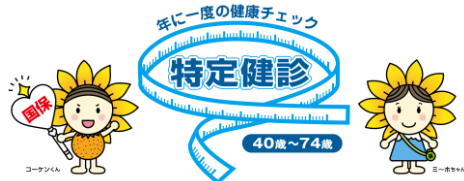


国保連合会だより



NO. 2023-調-3
令和5年 11月 16日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎浜松市の行政区再編に伴う保険者番号の取り扱いについて

浜松市が令和6年1月1日より行政区を現在の7区から3区に再編されることとなりました。つきましては、同封の「浜松市からのお知らせ」をご参照ください。

◎保険医療機関等の所在地変更の取り扱いについて

浜松市行政区再編に伴い、所在地が変更となる保険医療機関等につきましては、本会において「診療（調剤）報酬請求に関する届出」の所在地を変更しますので、変更の届出を提出する必要はありません。

◎診療（調剤）報酬請求書等の早期提出へのお願い

診療（調剤）報酬請求書等の提出については毎月10日が提出期日となっていますが、令和5年12月、令和6年2月及び3月は10日が休日となります。提出期日が休日の場合は本会を開所し受付業務を行います。提出期限日前の早期提出に御協力をお願いします。

◎オンライン請求に関する問い合わせの多い事例

Q1 請求確定したデータに訂正事項が生じたのですが、全件を再送信すれば新しいデータで受付されますか？

A1 【請求確定】済みのレセプトデータは、当会にて受付処理を行なっておりますので、一部を修正したレセプトデータを全件再送信いただきましても、差し替え等をする事ができません。【請求確定】済みのレセプトデータは、従来の紙レセプトを郵送する際にポストに投函した事と同様であり、差し替え及び修正はできませんのでご注意ください。

なお、【ASPあり】で送信し、発生したエラー等（受付不能及び要確認件数）について訂正する場合には、【請求取消】を選択することで全件のデータを取り消し、修正後に再送信することが可能です。

Q2 請求確定したレセプトの一部を訂正する場合はどのようにすれば良いですか？

A2 確定後のレセプトデータの訂正が必要な場合は、従来どおり『請求取消依頼書』をご提出いただき、返戻されたレセプトを訂正し再請求してください。なお、Q1にもありますとおり、データの差し替えは原則として致しかねますのでご了承ください。

浜松市からのお知らせ

行政区再編に伴う国民健康保険の保険者番号の取り扱いについて

本市は令和6年1月1日に行政区を、現在の7区から3区に再編します。区再編に伴い、国民健康保険の新保険者番号が変更となりますので、次のとおりお取り扱いいただきますようにご協力をお願いいたします。

記

- (1) 区再編に伴う被保険者証の一斉更新は行いません。原則として、令和6年8月1日の一斉更新までは、現在の保険者番号により取り扱います。
※ただし、区再編（令和6年1月1日）以降に加入、再発行などの届出をした場合は、新保険者番号により被保険者証を交付します。令和6年1月1日から7月31日までは旧保険者番号、新保険者番号の被保険者証が混在することになります。
- (2) 診療（調剤）報酬明細書（レセプト）の作成につきましては、被保険者が提示した被保険者証に記載された保険者番号をそのまま記入してください。
- (3) オンライン資格確認の情報についても、被保険者証の交付と同じタイミングで、新保険者番号に更新します。
- (4) 国民健康保険標準負担額減額認定証および国民健康保険限度額認定証・標準負担額減額認定証並びに国民健康保険特定疾病療養受給者証につきましても、上記と同様に取り扱いをお願いします。

【参考】保険者番号（再編前後比較）

<区再編前>		<区再編後>	
225011	中区	225011	中央区
225029	東区		
225037	西区		
225045	南区		
225052	北区（三方原地区）	225060	浜名区
225052	北区（三方原地区を除く）		
225060	浜北区		
225078	天竜区	225078	天竜区

※静岡県後期高齢者医療の保険者番号は、区再編後も変更ありません。

<問い合わせ先>

浜松市国保年金課 電話 053-457-2888